

重点検討項目

重点点検分野名：物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

重点検討項目①	循環分野における環境産業の育成
関係府省	環境省、経済産業省
検討内容の詳細	<p>廃棄物等を貴重な国内資源として捉え、有用な資源を回収し、それを積極的に循環利用する循環分野における環境産業の確立を目指すことが重要である。特に、水平リサイクル等の高度なりサイクルや産業廃棄物処理に係る優良事業者が社会的に評価されること、また、我が国の高水準の資源回収技術、3R 技術等を活かした、我が国事業者の海外展開を支援することにより我が国の産業発展に貢献することが重要である。</p> <p>このような観点から、以下の項目について、検討を行う。</p> <p>a) 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進 【環境省、経済産業省】</p> <p>b) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成 【環境省】</p> <p>c) 我が国循環産業の海外展開の支援 【環境省、経済産業省】</p>

重点検討項目②	国際的な取組の推進
関係府省	環境省、経済産業省
検討内容の詳細	<p>廃棄物等の国際的な移動は、適切に行われれば環境負荷の低減や資源の有効利用に資する一方、輸出先で不適正な処理が行われた場合には環境汚染を生じさせるおそれがあることから、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染の防止や、UNEP、OECD、バーゼル条約等の活動への積極的な参画等が特に重要である。また、我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国をはじめとする途上国に対する廃棄物・リサイクル技術の改善に向けて人材育成、法制度の整備等の支援、などを通じた地球規模での循環型社会づくりのための取組も重要である。</p> <p>このような観点から、以下の項目について検討を行う。</p> <p>a) 循環資源の輸出入に係る対応 【環境省、経済産業省】</p> <p>b) 3Rに係る国際協力の推進 【環境省、経済産業省】</p>

第四次環境基本計画（物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組部分）の重点検討項目に係る関係省庁の自主点検結果（調査票）

重点検討項目①：循環分野における環境産業の育成

<調査票整理番号及び施策等の名称>

- a) 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進
 - 1 水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進【環境省】
 - 2 資源循環実証事業【経済産業省】
 - 3 省エネ型リサイクルプロセス実証支援事業【経済産業省】

- b) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成
 - 4 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成【環境省】

- c) 我が国循環産業の海外展開の支援
 - 5 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業【環境省】
 - 6 インフラ・システム輸出促進調査等委託費【経済産業省】
 - 7 国際研究開発・実証プロジェクト【経済産業省】
 - 8 自治体間協力事業【経済産業省】

重点検討項目②：国際的な取組の推進

<調査票整理番号及び施策等の名称>

- a) 循環資源の輸出入に係る対応
 - 9 循環資源の輸出入に係る対応【環境省】
 - 10 パーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入管理【経済産業省】

- b) 3Rに係る国際協力の推進
 - 11 アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金【環境省】

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	1	府省名	環境省
施策等の名称	水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進		
施策等の目的・概要	素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させ、使用済製品を原料として用いて同一種類の製品を製造する水平リサイクルを推進することで、天然資源の投入量を抑制し、持続可能な資源活用の一層の推進につなげる。		
施策等の実施状況・効果	<p>(容器包装リサイクル)</p> <p>・平成24年度及び平成25年度は、使用済みペットボトルから、ペットボトルを再生するいわゆる「ボトルtoボトル(BtoB)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済みペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済みペットボトルに係る品質等について把握した。</p> <p>(自動車リサイクル)</p> <p>・平成24年度及び平成25年度は、鉄スクラップの高度利用化調査事業を実施し、自動車用の鋼板等の原料として鉄スクラップを用いることができることを明らかにした。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 16,000(廃ペットボトルの効率的な回収モデル構築検討支援業務) 99,960(鉄スクラップの高度利用調査事業)千円</p> <p>平成25年度(執行ベース): 31,500(廃ペットボトルの効率的な回収モデル構築検討支援業務) 99,960(鉄スクラップの高度利用調査事業)千円</p> <p>平成26年度(当初予算): 131,631の内数(我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業の一部) 300,000の内数(エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業のうち、3R技術・システムの低炭素化技術)千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>(容器包装リサイクル)</p> <p>現在、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、容器包装リサイクル法の施行状況の点検を行っているところであり、論点として店頭回収及びペットボトルの循環利用のあり方が盛り込まれているところ。過年度の事業の結果、及び当該合同会合の議論を踏まえ、必要な措置を講じていく。</p> <p>(自動車リサイクル)</p> <p>鉄スクラップを原料とした自動車用鋼板等の製造が可能であることが確認されたことから、今後は自動車製造業者等の関係者も含めた自動車リサイクル分野における水平リサイクルを推進する。</p>		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	2	府省名	経済産業省
施策等の名称	資源循環実証事業		
施策等の目的・概要	使用済製品を効率的かつ経済的に回収し再資源化するための実証事業や技術開発を実施することにより、使用済製品のリサイクルシステムを確立し、資源制約の克服と環境と調和した持続的な循環型社会の形成をめざす。		
施策等の実施状況・効果	本事業では、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会 中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会 小型電機電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会使用済製品中の有用金属の再生利用に関するワーキンググループ合同会合の中間とりまとめ(平24年9月)を踏まえ、使用済超硬工具からのタングステンのリサイクルの拡大に取り組む事業者(24年度4件、25年度2件)及び次世代自動車の使用済リチウムイオン電池からのコバルトのリサイクル実現に向けた技術実証・回収システム構築に取り組む事業者(25年度6件)を支援。		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):149,048千円		
	平成25年度(執行ベース):88,224千円		
	平成26年度(当初予算):170,000千円		
今後の課題・方向性等	レアメタルを含む使用済製品の排出が本格化する2010年後半を目途にリサイクルシステムを構築。		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	3	府省名	経済産業省
施策等の名称	省エネ型リサイクルプロセス実証支援事業		
施策等の目的・概要	資源・エネルギーの大宗を海外に依存する我が国において、資源・エネルギーの安定供給及び省資源・エネルギー化に資するため、リサイクルを推進する。また、リサイクルの省エネルギー化を推進し、廃棄物部門等由来の温室効果ガス排出量の削減を図る。		
施策等の実施状況・効果	本事業では、プラスチック及び金属(アルミニウム、銅)リサイクルの効率化・高度化に取り組む民間事業者等に対して、その実証事業等の経費の一部を助成。リサイクル工程数の削減、使用済プラスチック及び金属スクラップの高度選別等によるリサイクルの効率化等を図る。		
施策等の予算額 (千円)	平成24年度(執行ベース): -		
	平成25年度(執行ベース): -		
	平成26年度(当初予算): 150,000千円		
今後の課題・方向性等	本事業は平成26年度より実施。		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	4	府省名	環境省
施策等の名称	廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成		
施策等の目的・概要	<p>産業廃棄物の不適正処理対策を推進するためには、不法投棄等に対する規制を強化するとともに、優良な処理業者を育成し、排出事業者への優良処理業者に係る情報提供により、優良処理業者が市場の中で優位に立てるような仕組みをつくる必要がある。環境省では、優良処理業者に優遇措置を講じる優良性評価制度を平成17年度に創設し、さらに優良処理業者へのインセンティブを改善した優良産廃処理業者認定制度を平成23年4月から運用している。また、平成25年に環境配慮契約法に「産業廃棄物の処理に係る契約」を類型追加し、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備したところである。</p> <p>これらの制度の浸透を図るため、排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム事業を行うとともに、優良処理業者の情報発信サイト「優良さんばいナビ」の機能強化を行う。また、産業廃棄物の適正処理を推進する電子manifestの普及拡大を図るための取組を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>・平成24年度は、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成するための排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム形成に向けたフォーラムを開催するなどの啓発事業や、排出事業者と優良処理業者が情報の公表、共有をするためのウェブサイトである優良さんばいナビの利便性向上のためのシステム開発を行った結果、優良認定業者が63%増加するなどの効果を発揮している(H23年度末:313者 H24年度末:522者)。また、事業者による情報管理や行政による監視業務の合理化に繋がる電子manifestの利用者を増やすためのシステム改良や講習会等を全国各地で10回開催するなどの取組を行い、平成24年度末の電子manifest普及率は30%となった。</p> <p>・平成25年度は、フォーラムを全国2箇所において実施するなどの啓発事業や優良さんばいナビのシステム開発を行った結果、優良認定業者が32%増加するなどの効果を発揮している(H24年度末:522者 H25年度末:713者)。また、電子manifestシステムの改良や講習会等を全国各地で15回開催するなどの取組を行い、平成25年度末の電子manifest普及率は35%となった。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 141,744千円</p> <p>平成25年度(執行ベース): 96,636千円</p> <p>平成26年度(当初予算): 76,896千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>優良産廃処理業者認定制度は、制度創設後間もなく、産廃処理業者全体の中で優良認定業者の占める割合はまだまだ低い状況であるため、国として継続して優良処理業者が優位に立てる環境づくりを進め、優良処理業者を育成していく。</p> <p>また、優良処理業者の育成に繋がる電子manifestは、平成25年10月に策定した「電子manifest普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、平成28年度に普及率50%の目標を達成すべく普及啓発に努める。</p>		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	5	府省名	環境省
施策等の名称	我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業		
施策等の目的・概要	<p>平成23年度より「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事業」を開始し、循環産業の育成・海外展開支援に取り組んできた。平成25年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と名を改め、今まで実施してきた廃棄物適正処理に係る二国間協力と有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとして循環産業の国際展開を積極的に支援している。そして、平成23年度から平成25年度までの3年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、平成26年度以降の3年間は拡充期として、戦略的に支援を実施していく。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>我が国循環産業海外展開事業化促進業務について、平成24年度に14件(継続4件、新規10件)、平成25年度に10件(継続3件、新規7件)実施した。この結果、商業運転開始予定のもの1件、入札参加に向けて準備中のもの1件、合弁契約を締結(準備中を含む)したもの2件、二国間及び都市間でMoUを締結したもの2件、企業間でMoUを締結したもの3件、他の事業に発展したもの1件、などの成果があった。平成26年度は、25件(継続3件、新規22件)の申請があった。</p> <p>また、我が国循環産業海外展開事業化促進のための研修企画・運營業務として、日本の廃棄物処理・リサイクル政策及びその現状について広く理解してもらうことを目的として、各国の主要な現地関係者を日本に招聘し研修を実施した。平成24年度は、7カ国から23名、平成25年度は、10カ国から33名を招聘した。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 640,000千円</p> <p>平成25年度(執行ベース): 640,000千円</p> <p>平成26年度(当初予算): 658,286千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成23年度より実施しており、商業運転開始予定の事業が出るなどの効果が出ている。平成26年度以降の3年間は、平成25年度までの3年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、拡充期としてより戦略的に支援を実施していく。</p>		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	6	府省名	経済産業省
施策等の名称	インフラ・システム輸出促進調査等委託費		
施策等の目的・概要	<p>近年、アジアでは、各国の経済成長に伴う廃棄物発生量の増加や資源価格の高騰に伴う再生資源需要の高まりを背景に、リサイクルに関する法制度や産業インフラの整備需要が高まっている。</p> <p>一方、我が国のリサイクル産業には、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウが蓄積されており、アジアにおけるこうしたインフラ整備需要の高まりは、我が国企業にとって大きなビジネスチャンスとなっている。</p> <p>こうしたことを踏まえ、我が国企業によるアジアでのリサイクルビジネス展開を促進させることを目的として、事業実施可能性調査を実施している。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度は3件のFS調査を実施。 ・平成24年度は23年度からの継続案件1件のほか、23年度補正予算で6件、新たに3件のFS調査を実施。 ・平成25年度は新たに3件のFS調査を実施。 ・平成26年度は、25年度からの継続案件1件のほか、数件のFS調査を新たに実施する予定。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 平成23年度補正予算:142,783千円 平成24年度予算:68,540千円		
	平成25年度(執行ベース): 30,113千円		
	平成26年度(当初予算): 500,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	<p>リサイクルビジネスを海外(アジア)に展開させるためのFS調査は、平成23年度より実施しており、事業化につながった案件もある。また、多くは現地パートナー企業等との協議を継続している状況である。</p> <p>今後は、FS調査の継続や個別案件のフォローアップ等により、事業化を促進していく必要がある。</p>		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	7	府省名	経済産業省
施策等の名称	国際研究開発・実証プロジェクト		
施策等の目的・概要	<p>我が国企業が有する環境分野等の高い技術力をアジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握すること、また、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行い、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要である。</p> <p>事業の一つとして、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施。プロジェクト実施にあたっては、海外での実証事業に豊富な経験を有するNEDOの技術的な専門能力を活用し、NEDOを実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援等を事前に明確化する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、23年度からの継続案件1件のほか、新たに1件の実証事業を実施。 ・平成25年度は、24年度からの継続案件1件のほか、新たに1件の実証事業を実施。 ・平成26年度は、24年度からの継続案件1件、25年度からの継続案件1件を実施。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 690,521千円(NEDO執行)		
	平成25年度(執行ベース): 267,231千円(NEDO執行)		
	平成26年度(当初予算): 1,700,000千円の内数(NEDO執行)		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成23年度より実施しているが、委託先企業は現地企業との合併等により、事業化に向けた進捗が見られる。このことにより、現地ニーズに応じた環境にも配慮した適正なりサイクルシステムの構築が期待される。今後は、さらなる日本企業の市場獲得と3Rの推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを行っていく。</p>		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	8	府省名	経済産業省
施策等の名称	自治体間協力事業		
施策等の目的・概要	我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を行う対話の枠組みの構築を通じて、我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成を行う。		
施策等の実施状況・効果	・平成26年度はASEANをターゲットとして、事業を実施予定。		
施策等の予算額 (千円)	平成24年度(執行ベース): -		
	平成25年度(執行ベース): -		
	平成26年度(当初予算): 1,500,000千円の内数		
今後の課題・方向性等	本事業は平成26年度より実施。		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	9	府省名	環境省
施策等の名称	循環資源の輸出入に係る対応		
施策等の目的・概要	国際的な循環資源の移動は、適切に行われれば、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する一方、輸出先で不適正な行われた場合には環境汚染を生じさせるおそれがある。このため、廃棄物等の不法輸出の防止のための対策を強化しつつ、国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図る。		
施策等の実施状況・効果	<p>○有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークを平成25年11月に開催し、有害廃棄物の輸出入に係る取組事例等に関する情報交換等を行う等、アジア各国・関係国際機関との連携強化を図った。また、3R推進月間の活動の一環として、平成25年10月、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。</p> <p>○有害廃棄物等の輸入手続きに対する事業者理解が促されるよう、平成25年4月にとりまとめた特定有害廃棄物等の輸入手続きに係るガイドブックをホームページ等を通じて事業者へ活用周知を行うとともに、平成25年度に全国11箇所で開催する等、事業者への手続案内等の拡充を図っている。バーゼル法に基づく輸入承認件数等は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バーゼル法に基づく輸入承認件数：平成25年度 116件(平成24年度 91件) ・バーゼル法等説明会開催箇所：平成25年度 全国11箇所(平成24年度 全国9箇所) 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース):	75,989千円	
	平成25年度(執行ベース):	57,505千円	
	平成26年度(当初予算):	78,333千円	
今後の課題・方向性等	<p>○アジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、廃棄物等の不法輸出の防止のための水際対策の強化を進める。</p> <p>○環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、輸入手続きの迅速化・簡素化のための省令改正を検討中。</p> <p>○石炭灰などの循環資源の輸出については、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことを担保できる場合には、輸出手続きを迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討していく。</p>		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	10	府省名	経済産業省
施策等の名称	バーゼル条約に基づく特定有害廃棄物等の輸出入管理		
施策等の目的・概要	<p>経済活動のグローバル化、循環資源の国際的な移動増加に伴う中古品、再生資源等の輸出入が増加する中、「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」(以下、「バーゼル法」という。)を的確かつ円滑に履行するため、中古品、再生資源等の輸出入に関するバーゼル法関連事前相談を実施する他、バーゼル条約に関する制度・趣旨やバーゼル法の周知を図り、不適正な輸出入を防止するためにバーゼル法等説明会を開催する。</p>		
施策等の実施状況・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度は、中古品、再生資源等の輸出入に関するバーゼル法関連事前相談を50,960件実施した、また、輸出入業者を対象としたバーゼル法等説明会を環境省と共催で全国9か所で開催し、バーゼル法等の周知を図った。 ・平成25年度は、中古品、再生資源等の輸出入に関するバーゼル法関連事前相談を51,046件実施した、また、輸出入業者を対象としたバーゼル法等説明会を環境省と共催で全国11か所で開催し、バーゼル法等の周知を図った。 ・平成26年度も、中古品、再生資源等の輸出入に関するバーゼル法関連事前相談を実施予定(見込み件数約52,000件)。また、輸出入業者を対象としたバーゼル法等説明会を環境省と共催で全国9か所で開催することを予定している。 		
施策等の予算額(千円)	平成24年度(執行ベース): 32,514千円		
	平成25年度(執行ベース): 35,898千円		
	平成26年度(当初予算): 335,387千円の内数		
今後の課題・方向性等	<p>事前相談の件数は、増加しており、平成18年度から、事前相談の外部委託を実施し、対応している。近年は、中国等アジア向けの循環資源の輸出が増加しており、引き続き、中古品、再生資源等の輸出入に関する事前相談及びバーゼル条約の制度の趣旨等の周知を行う他、税関・環境省等関係省庁と協力して、不適正な輸出入を防止する。</p>		

「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」に係る関係省庁の自主的点検結果(調査票)

整理番号	11	府省名	環境省
施策等の名称	アジア諸国における3Rの戦略的实施支援事業拠出金		
施策等の目的・概要	<p>(成果目標) 「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するため、国連機関に必要な資金の拠出を行い、アジア各国における3Rの優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案を促進する。</p> <p>(事業内容) 我が国の支援等により、ベトナム、インドネシア等アジア数カ国で3R国家戦略の策定が進んでいることを踏まえ、各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するとともに、国家戦略に基づく取組を促進するためのモデル的的事业計画の策定等を行うため、国連機関(国連地域開発センター(UNCRD))に対して拠出を行う。</p>		
施策等の実施状況・効果	<p>環境省では国連地域開発センター(UNCRD)、国連環境計画、アジア太平洋地域事務所(UNEP/ROAP)及び地球環境戦略研究機関(IGES)と連携して、国別の状況に応じた3R国家戦略の策定を支援している。2008年度においては、ベトナム、インドネシア、タイ等において、各国内の幅広い関係者や援助機関等による戦略案の検討を支援した。その結果、2009年に、ベトナム政府は、「2025年に向けた統合固形廃棄物管理に関する国家戦略及び2050年へのビジョン」を策定した。また、2010年にはバングラデシュ政府も3R国家戦略を策定した。</p> <p>また、2008年の東アジア首脳会議環境大臣会合において、我が国から「アジア3R推進フォーラム」の設立を提唱し、2009年11月には東京において開催した設立会合で同フォーラムが設立された。同フォーラムはアジアにおける3Rの推進に向けて、幅広い関係者の協力の基盤となるものであり、ハイレベルによる政策対話、国際機関等との連携による3Rプロジェクト実施の促進等の取組を進めていくことが合意された。同フォーラムは、アジア各国において主催国の資金支援を受けつつ、開催されていくこととなった。</p> <p>同フォーラムは以下の通り毎年度開催されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第2回会合)2010年10月にクアラルンプール(マレーシア) ・(第3回会合)2011年10月にシンガポール <p>「アジアにおける資源効率的な社会の達成に向けた3Rに関するシンガポールフォーラム提言」がとりまとめられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(第4回会合)2013年3月にハノイ(ベトナム)「ハノイ3R宣言」が採択された。 ・(第5回会合)2014年2月にスラバヤ(インドネシア)「スラバヤ3R宣言」が採択された。 <p>このように、3Rの優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られる。</p>		
施策等の予算額(千円)	<p>平成24年度(執行ベース): 21,870千円</p> <p>平成25年度(執行ベース): 22,140千円</p> <p>平成26年度(当初予算): 26,190千円</p>		
今後の課題・方向性等	<p>当該施策は平成21年度より実施しており、ベトナム政府の固形廃棄物管理に関する国家戦略、バングラデシュ政府の3R国家戦略の策定といった効果が出ている。</p> <p>また、アジア3R推進フォーラム第4回会合では、「ハノイ3R宣言」の採択、第5回会合からはアジア太平洋3R推進フォーラムに改名して開催し、「スラバヤ3R宣言」の採択に至るなど、3Rの優先的実施のための具体的な事業形成や政策立案に向けて一定の進展が見られる。</p> <p>今後も、引き続き、3R関連の事業形成や政策立案を促進するために、「アジア諸国における3Rの戦略的实施支援事業拠出金」を実施する予定である。</p>		

※第2回部会における各員からの御指摘を
基に、事前にヒアリング対象省庁に送付し
た資料

関係省庁ヒアリングに係るプレゼンテーションへの要望事項

御説明に当たっては、以下の内容を盛り込んでいただくようお願いいたします。

【重点検討項目①】

- ・「水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進」における「高度な」の定義・範囲を踏まえた新しい技術の市場性、経済性についての考え方【環境省、農林水産省、経済産業省】
- ・循環産業の育成とその海外展開の関連性について【環境省、経済産業省】
- ・海外展開における展開先国の社会システムの改革への支援について【環境省、経済産業省】

【重点検討項目②】

- ・日本におけるバーゼル条約の非対称性（輸出については検査の厳格化、輸入については検査の簡素化）の考え方について【環境省、経済産業省】
- ・経済政策における循環産業の国際展開について【経済産業省】

第2回中央環境審議会循環型社会部会における各委員の関心事項を以下に記載します。
御了知おきください。

- ・同じテーマ、同じ物質を扱う施策について複数の省庁が施策を行っている場合は、どの省庁がどのような観点からその施策を行ったのかが分かるようにしてほしい。
- ・環境ビジネス、途上国ビジネスについては、環境省が何をやるのかが重要。特に海外の開発途上国は制度が整備されていないので、その整備支援、ソフト面での支援をすることが、日本の環境技術が輸出していきやすい環境をつくっていくことにつながるので、ぜひそれを行ってほしい。
- ・環境ビジネス、途上国ビジネスについて、ビジネスという観点からは、スピード感のある中小企業のスタンドアロン型技術の輸出も重要。
- ・環境ビジネス、途上国ビジネスについて、ソフト支援という観点からは、NPO/NGO等の草の根支援も重要。
- ・資源循環ビジネスについて産業のシェアが時系列で見た場合にどの程度あるのか。ア

アメリカと比べて日本がいかに小さいかは一目瞭然である。日本の企業でアジアのマーケットを獲得してきた静脈産業の例など、循環ビジネスがどれだけ育ってきたか、売り上げがどれくらいあるか等、まずは事実確認が重要。

・循環産業の育成について、一般廃棄物の循環ビジネスは、新規参入が難しい今の状況では無理である。静脈産業で伸びているのは産業廃棄物なのでそこを表現していくべきである。データの制約はあるが、静脈メジャーの育成や質の高いリサイクルを考えると、その辺り考えていく必要がある。

以上

【参考：環境基本計画に係る評価・点検（冊子として編集された上、閣議報告するもの）の構成】

重点検討項目ごとに、2～4つの小検討項目を設定した上で、次の内容を記載。

1. 環境基本計画における施策の基本的方向（基本計画中の内容を端的に総括）
2. 現状分析（定量的なデータ（統計データ等）により現状を整理）
3. 主な取組状況等（2～4つの小検討項目ごとに整理）
4. 今後の課題（重点検討項目ごとに、4～5つ課題を列挙）